

令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

〔 PPA 活用など再エネ価格低減等を通じた地域の再エネ主力化・
レジリエンス強化促進事業 〕

(5) 再エネの価格低減に向けた新手法による再エネ導入事業

③再生可能エネルギーの価格低減促進事業

「計画策定事業」

④再生可能エネルギーの価格低減促進事業

「設備等導入事業」

Q&A 集

令和3年6月

一般財団法人環境技術普及促進協会

目 次

1. 【全般】	3
2. 【応募申請時の提出書類について】	6
3. 【事業期間について】	10
4. 【補助対象について】	11
5. 【補助対象経費について】	13
6. 【採択以降について】	14
7. 【その他】	16

1.【全般】

1-1. 本事業はどのような体制で執行されますか。

- 本事業は、間接補助の形式で執行されます。環境省が公募により補助金の交付事務等を行う執行団体を選定し、当該執行団体において補助事業者の募集・採択を行い、補助金を交付します。
- なお、本事業に係る応募申請書・交付申請書・完了実績報告書の記載内容についての問い合わせ等は、一般社団法人 環境技術普及促進協会（以下、協会）までお願いします。

1-2. 本事業の目的は何ですか。

- 本事業は、
 - ③再生可能エネルギーの価格低減促進事業「計画策定事業」：
「④設備等導入事業」を実施するための基本計画、発電電力量算定、熱需要調査、事業性・資金調達の検討等を通じた具体的な事業化計画の策定を行う事業
 - ④再生可能エネルギーの価格低減促進事業「設備等導入事業」：
「③計画策定事業」で策定した事業実施計画、もしくは事業実施計画と同等と協会が認めた計画等に基づき、再生可能エネルギー熱利用設備又は自家消費型若しくは災害時の自立機能付きの再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備を除く）の導入を行う事業への応募事業者に対して、支援を行うことを目的としています。

1-3. 本事業の申請者は具体的にどのような者を指しますか。

- 本補助金の交付を申請できる者は次のとおりです。
 - (1) 民間企業
 - (2) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人
 - (3) 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
 - (4) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
 - (5) 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
 - (6) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
 - (7) 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
 - (8) 事業ごとの特別法の規定に基づき設立された協同組合等
 - (9) 法律により直接設立された法人
 - (10) 地域における温泉の管理や配湯を行う団体（民間企業を除く）
 - (11) その他環境大臣の承認を経て協会が認める者
- 上記の「民間企業」は、本事業においては、株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・信用金庫・相互会社・有限会社のほか、学校法人、医療法人、社会福祉法人、事業ごとに特別法の規定に基づき設立された協同組合等を言います。

1-4. 直近の決算で債務超過がある場合は、応募できないのですか。

- 本補助事業では、代表事業者が直近の決算において債務超過の場合は、原則として対象外とします。

○ただし、関連企業等による事業継続の一切を保証する連帯保証を証する書面（民法など法律上有効であるもの）等を提出する場合は、応募することが可能です。該当される場合は、事前に協会に相談してください。

1-5. 再生可能エネルギー熱利用設備又は自家消費型若しくは災害時の自立機能付きの再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備を除く）をファイナンスリースにより導入する場合、どのように申請をする必要がありますか。

○設備等の調達の一形態としてリースを選択した場合、設備等の所有権がリース事業者にあることから、リース事業者が代表申請者となり、設備を使用する者（需要家）を共同事業者とした申請としてください。

○リース料から補助金相当分を減額することを約すること（減額の方法については、リース契約全期間において補助金相当分をリース料に反映させるといった方式が想定される。補助金の還元額の比重がリース料支払期間の後半に偏る等、リース先に不利となる還元方法は認められない。契約書案等を添付すること）。

○リース期間は原則として法定耐用年数以上の契約とすること（法定耐用年数より短期間とする場合は、リース契約終了後、法定耐用年数期間まで継続して当該補助設備を使用できる契約内容とする場合に限る。契約書案を添付すること）。

1-6. E S C O事業の枠組みを用いて設備を導入することは可能でしょうか。

○ESCOによる設備導入を行う場合であっても、補助の対象はあくまで設備の所有者に対してとなります。具体的には、活用するE S C O事業の契約方式により対応が異なります。

① ギャランティード・セイビングス契約

事業者が直接設備を調達、導入する方式であり、設備の導入に係る費用は補助対象となります。補助の対象となるのはあくまで設備導入（購入）費用のみであり、E S C O事業者へのサービス料金は含みません。

② シェアード・セイビングス契約

E S C O事業者（リース事業者）が設備を調達してリースする方式であり、設備の導入に係る費用が補助対象です。

1-7. 「③計画策定事業」と「④設備等導入事業」との事業者が異なる場合でも申請可能でしょうか。

○代表事業者と共同事業者が「③計画策定事業」と「④設備等導入事業」とで交代しての申請は可能です。

例えば、「③計画策定事業」に代表事業者：地方公共団体、共同事業者：民間企業が実施し、「④設備等導入事業」を民間企業が実施する場合であっても可能です。

1-8. 「③計画策定事業」と「④設備等導入事業」とをセットとした複数年にわたる事業申請（実施）は可能ですか。

○計画策定事業と設備等導入事業をセットとした複数年にわたる事業計画は原則として認めてい

ません。計画策定事業を完了した後、改めて設備等導入事業に応募願います。

1-9. 公募の要件を満たした応募内容であれば、必ず採択されるのでしょうか。

○実施計画書等の記載内容が本事業の趣旨に沿い、外部の有識者からなる審査委員会で審査基準により審査・評価し、公募予算の範囲内で採択を行いますので、必ず採択されるわけではありません。なお、審査委員会で書面審査と合わせて、対面ヒヤリングを実施する場合もあります。

1-10. 応募申請後、補助金申請を辞退する必要が発生した場合、どのように対応すればよいですか。

○書面での手続きが必要となりますので、辞退する必要が生じたら、速やかに協会にご連絡ください。申請に当たっては、十分に検討の上、応募してください。

1-11. 他の補助金と併用は可能ですか。

○国からの補助金(国からの補助金を原資として交付する補助金を含む)は1事業1件だけ受けることが可能です。重複申請は可能ですが、本補助金が採択された場合は、本事業を優先するようお願いいたします。

○地方公共団体等からの補助金との併用は可能です。

○ただし、併用する場合には、当該地方公共団体等の補助金の制度が、国(協会)からの補助金と併用できる仕組みになっている必要があります。

なお、当該地方公共団体等の補助金の制度が、協会の補助事業に係る自己負担額に対して補助することができる仕組みになっている場合を除き、協会からの補助金交付額は、当該地方公共団体等からの補助金交付額を「寄付金その他の収入」として控除した額に補助率を乗じた額となります。

○以上から、地方公共団体等の補助金との併用に当たっては、申請の際、当該地方公共団体等の補助金の交付要綱を提出してください。

1-12. 応募申請が採択された場合、応募申請から交付申請までの間に事業計画の策定を見直した場合、交付申請時に提出する事業実施計画書は応募申請時のものから変更してもよいですか。

○交付申請の際に提出する実施計画書は、協会から特別な指示のない限り、応募申請の際に提出したものと同一のものとしてください。原則、事業の目的に変更をもたらすものでなく、CO2排出削減効果等の事業能率に関係がない事業計画の軽微な変更に限り認められますが、詳細については、協会に相談してください。

1-13. 応募申請内容等について、事前の相談は可能ですか。

○原則、メールで具体的な相談内容をお問合せ願います。

2.【応募申請時の提出書類について】

2-1. 様式 1 応募申請書の「申請者」は誰にすればよいですか。

- 法人の代表権を持つ方としてください。代表者からの委任状を添付する場合に限り、代表権を持つ方でなくても代表者として応募申請することが可能です。

2-2. 複数の施設に関する応募について、一つの提案として応募しても良いでしょうか。

- 複数施設にわたり導入する設備の所有者たる申請者が同一の場合、それぞれの施設ごとで申請してください。施設ごとに採択の可否を判断します。

2-3. 別紙 1 実施計画書の「事業実施の担当者」(事業の窓口となる方)は誰にすればよいですか。

- 代表事業者の法人に所属し、補助事業に関わる業務を実際に行い、協会と連絡を取り合える方としてください。
- 代行申請はできません。

2-4. 定款、各年度の業務概要および貸借対照表・損益計算書は、株主向けに発行しているパンフレットに記載し、ホームページにも IR 情報として公表しています。パンフレット、ホームページに掲載されたものを、提出してよいでしょうか。

- 問題ありません。最新のものを提出してください。

2-5. 連結決算を採用している場合、グループ全体の貸借対照表・損益計算書が必要でしょうか。

- 単体と連結、両方提出してください。

2-6. 定款、貸借対照表・損益計算書には、原本証明が必要でしょうか。

- 不要です。

2-7. 再生可能エネルギー発電設備や再生可能エネルギー熱利用設備を導入する場所等に関して、どのような資料の提出が必要でしょうか。

- 設備を設置する場所の図面・写真等の資料を提出してください。
- 設備導入場所の登記状況を確認にできる以下の書類を提出してください。

【自社所有の土地・建物の場合 (A)】

土地・建物が自社所有であることが確認できる登記簿謄本等を添付してください。
その場合、設備設置承諾書の提出は必要ありません。

【自社所有の土地・建物でない場合 (B)】

土地・建物の賃貸借契約書等に加えて、土地・建物の所有者からの設備設置承諾書を提出してください。賃貸借契約書等に記載された契約期間が補助対象設備の法定耐用年数期間に満

たない場合、補助金の代表申請者名で作成した補助対象設備を法定耐用年数期間、確実に使用する旨（契約の延長などの具体的な措置）を記載した確約書（様式任意）を提出してください。

【建物は自社所有だが、土地が自社所有でない場合（C）】

建物に関してはA、土地に関してはBの書類を提出してください。

2-8. 設備の設置に関して留意することはありますか。

- 地方公共団体が作成するハザードマップにおいて、土砂災害警戒区域あるいは洪水浸水想定区域に含まれる場合は、設備を保全させるための措置を講じてください。
- 再生可能エネルギー発電設備や再生可能エネルギー熱利用設備は、暴風雨、積雪、地震等の自然災害に対処できるように「建築設備耐震設計・施工指針 2014 年度版」（監修：独立行政法人建築研究所）に準拠して設置してください。

2-9. 再生可能エネルギー熱設備の災害時の活用に関して、どのような点に留意する必要がありますか。

- 停電時において「地域での活用」は必須要件ではありませんが、補助対象外経費で調達する非常用発電機等を用いて災害時の熱利用を計画されている場合は、申請書において停電時の施設と設備の使用方法、系統別の出力と負荷の妥当性などを確認させていただきます。

2-10. 再生可能エネルギー発電設備の導入費用の計算方法をわかりやすく教えてください。

- C-2 経費内訳表で蓄電池に係る補助対象経費（B）とそれ以外の補助対象経費（A）を分けて記載してください。

C-1 別紙2 経費内訳における

{(「(4)補助対象経費支出予定額（A + B）」から蓄電池に係る金額（B）を除いたもの）－
（「(8)補助金所要額（A + B）× 1/3」から蓄電池に係る金額（B × 1/3）を除いたもの）} ÷
（再生可能エネルギー発電設備の最大定格出力 P）＝ （A × 2/3）÷ P ＝ D

が次表の（2）資本費基準 値を下回ることが必要です。

※2ヵ年度の場合は各年度の合計です。

（1）電源種		（2）資本費基準〔千円／kW〕
陸上風力	7,500kW 未満	344
	7,500kW 以上	補助対象外
洋上風力	補助対象外	補助対象外
中小水力	200kW 未満	1,610
	200kW 以上 1,000kW 未満	1,010
	1,000kW 以上	補助対象外
地熱	15,000kW 未満	1,680

(1) 電源種		(2) 資本費基準〔千円／kW〕
	15,000kW 以上	補助対象外
バイオマス	一般木材等利用	423
	未利用材利用（2,000kW 以上）	475
	未利用材利用（2,000kW 未満）	1,154
	建築資材廃棄物利用	491
	バイオマス液体燃料利用	127

2-11. 定置用蓄電池とパワーコンディショナ（PCS）が一体となっている機器の場合、目標価格の計算はどのようにすればいいのですか。

○公募要領「2.2 補助対象設備」の「(2) 定置用蓄電池について」に計算方法を示しています。

たとえば、蓄電池と PCS 一体型（蓄電池 30kWh PCS 出力 10kW）の価格が工事費込みで A 万円すると蓄電池に係る費用は $A - (10\text{kW} \times 2 \text{万円/kW})$ になります。 $(A - 20 \text{万円}) / 30\text{kWh}$ が公募要領 p4 表 3 の目標価格を上回る場合、蓄電池に係る費用は補助対象外になります。

2-12. 蓄電池の設置は必須要件ですか。

○必須要件ではありませんが、蓄電池の導入により、主な用途が本事業で導入する再生可能エネルギー発電設備により発電した電力を平時において繰り返し充放電することにより、自家消費電力比率を向上させるなど、CO2 削減効果の増大が図れること。また、災害時、発電電力を充電させた蓄電池の電力を用いることで避難所等として施設が運営できるように運用を計画された場合、評価いたします。

○蓄電池のみの導入は、補助対象とはなりません。再生可能エネルギー発電設備と合わせて導入することにより、電気を効率的に活用し、CO2 の削減に資する目的（保安防災目的は補助対象外）で、かつ、災害時の活用が行えるなど、再生可能エネルギーの導入に必要であることについて合理的な説明が必要です。

2-13. 災害時（停電時）にも必要な電力や熱を供給できる機能を有した発電設備等の導入に際して、実施計画書にどのような記載すればいいでしょうか。

○災害時における、電力や熱の利用を含めた施設の利用計画を記述願います。電力や熱を活用するための最低限の設備を求めるものとして、災害時のブラックスタートが可能であることを前提とした上で、電力については給電用コンセントを有し、当該給電用コンセントから災害時に利活用する特定負荷を設定することが必要です。熱利用については、給湯や空調などの利活用する特定設備が十分賄える能力が必要です。

○設備のブラックスタートには、蓄電池の活用や補助対象外で導入する非常用発電機の活用が考えられます。

2-14. バイオマスのエネルギー源の調達に関して、どのような要件が必要ですか。

○バイオマス設備のエネルギー源としては、動植物に由来する有機物であって利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）と

しています。これら、原料の安定的な供給方法について、応募申請書に記述してください。
なお、「バイオマス燃料製造設備」については、「バイオマス設備」と同時導入の場合に、補助対象となります。公募要領の別表第4をご確認ください。

2-15. 応募申請時に経費内訳の金額の根拠がわかる書類(見積書)等を添付する必要がありますが、詳細な見積の取得が難しい場合、概算の見積書の添付でも応募申請可能ですか。

○応募申請の段階では、機器・工事等の経費内訳は、概算の見積書をもとに作成いただいても構いません。なお、見積書は、応募申請時点で有効期限の切れていないものを添付してください。

2-16. 既に再生可能エネルギー発電設備や再生可能エネルギー熱利用設備を設置し活用しているが、さらに増設する形で本補助事業を活用したいのですが、本補助事業の対象になるでしょうか。

- 本補助事業での導入量が適切であることを示していただければ、対象となり得ます。
- なお、その場合も、既に実施された事業に対して補助金を交付することはできません。また、CO₂排出削減効果においては、本補助事業での数値が必要です。既実施事業と切り分けが必要です。
- 自家消費率又は特定供給率は、今回導入する設備の発電量や熱量のうち、施設や特定供給先で活用(消費)される割合(%)を算出してください。

2-17. 2ヵ年度事業として応募をすることは可能ですか。

○単年度(当該年度の1月31日まで)で事業を完了することが原則ですが、単年度での実施が困難な場合は、年度ごとの事業内容、事業スケジュール、事業経費を明確に区分した実施計画書及び経費内訳からなる応募申請書を提出することで、2ヵ年度事業(最大2ヵ年度以内)として事業を実施することは可能です。

2-18. 2ヵ年度にわたる事業を提案して採択された場合、注意点はありますでしょうか。

- 当該年度の交付決定を受けるまで、補助対象となる工事を実施することはできません。公募要領に定めた事業期間に含まれない期間については必ず空白期間を設定する必要があります。
- 次年度の予定は未定ですが、政府予算の成立後、可能な限り空白期間が生じないように執行されるものと思われます。
- 2ヵ年度計画の補助事業のうち翌年度における補助事業について、翌年度の交付決定の日の前日までの間において当該補助事業を開始する必要がある場合は、交付規程第15条に基づき、様式第15による翌年度補助事業開始承認申請書を執行団体に提出して承認を受けなければなりません。
- 次年度以降の補助事業は、国において次年度に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものであり、次年度の見込額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の変更、交付額の減額等を求める場合があるため、極力、単年度で事業が完了

する計画となるように努めてください。

- 2ヵ年度にわたる事業の場合、請負工事業者等との補助事業の契約(発注)については、**6-2.**でも回答しておりますが、各年度で交付決定日以降に行うようにして下さい。

なお、初年度に一括して契約する場合には、各年度の事業内容、実施期間、契約金額を明示した契約内容とし、各年度の実施期間が当該年度の補助事業期間（交付決定日から事業完了日）内となるように設定してください。

2-19. 2ヵ年度にわたる事業において、初年度「設計のみ」、2年度「設備設置工事」という計画でも構いませんか。

- 可能です。原則、各年度、交付決定日以降に事業を開始してください。

2-20. 2ヵ年度にわたる事業について、単年度ごとにCO2排出削減効果を発現することは必須ですか。

- 当初の公募申請段階から、事業の性質上、単年度で設備の稼働が困難であることが示されている場合は、単年度ごとのCO2排出削減効果の発現を要しません。

2-21. 二酸化炭素削減量（計画値）はどのように算出したらよいですか。

- 二酸化炭素削減量（計画値）は、環境省地球環境局が発行している「地球温暖化対策事業 効果算定ガイドブック」を参考にして算出してください。
- 導入設備については、上記ガイドブック及び本補助事業に関する説明資料「CO2削減効果算定ガイドブック ハード対策事業計算ファイルの作成について」を参考にして、設備導入による二酸化炭素の削減量・削減効果を算定してください。

2-22. 事業成果等の公表についてどのようなことが必要ですか。

- 本事業で実施した事業の成果等については、補助事業者において積極的に公表していただくとともに、国の補助事業であることに鑑み、環境省が主催する説明会や環境省のホームページ等で公表することがあるため、協会、環境省及び環境省の委託を受けて補助事業の検証・調査等を行う事業者から求めのあった場合にはデータの提出等に応じていただく必要があります。

3. 【事業期間について】

3-1. 事業完了までにどの内容が終了していればよいですか。

- 事業完了とは、下記の要件をすべて満たしていることが必要です。当該年度1月31日までにすべてを完了するようにしてください。

①当該年度に行われた委託・請負等に対して、業務が完了し、対価の支払い及び精算が終了していること

②系統連系を活用する場合は、開始されていること

なお、2ヵ年事業の場合は、②は令和5年1月31日までに完了していれば構いません。

4.【補助対象について】

4-1. 設計・監理に係る費用は補助対象ですか。

○実施設計・工事監理については補助対象となります。

4-2. 設計が完了している事業について、工事のみを事業の対象とすることができま すか。

○工事契約前であれば、当該工事については本事業の対象となります。

4-3. 付帯設備の補助対象範囲はどのように考えたらよいですか。

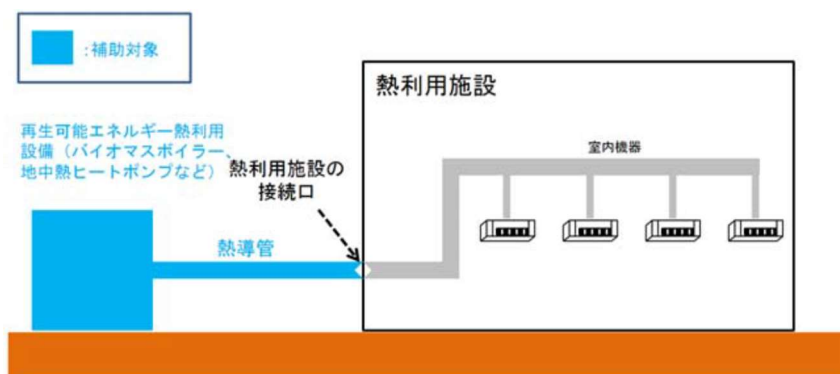
○付帯設備については、エネルギー起源 CO2 の排出削減に直接資する設備（補助対象設備）の適切な稼働に直接必要な設備、及び補助対象設備の導入に伴い追加で必須となる設備であって、必要最小限度のものに限ります。

○融雪設備

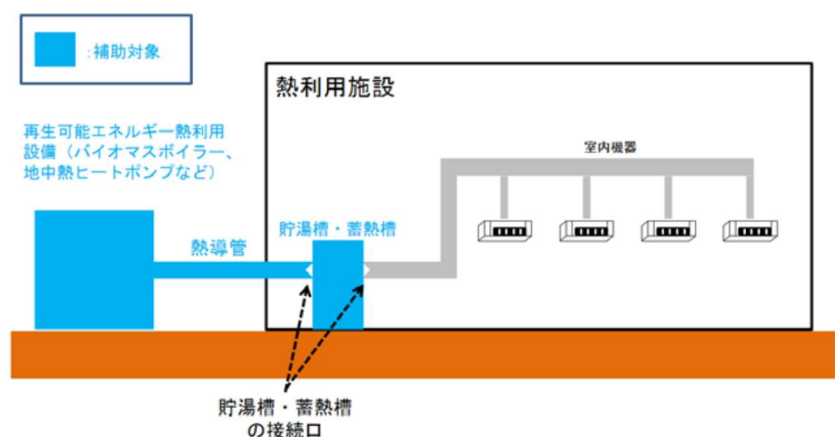
融雪設備においては、融雪管（熱源と融雪管を繋ぐ配管を伴う場合はその配管を含む）、融雪管を敷設するための路盤整備、融雪管保護コンクリートも含みます。

また、補助対象設備の導入に伴い追加で設置する熱導管（熱源から熱利用側等へ熱を運ぶための配管）については、熱利用施設の接続口まで（ただし、熱利用施設内に貯湯槽・蓄熱槽を設置する場合には、貯湯槽・蓄熱槽の接続口まで）を含みます。

（例１） 熱利用施設内に貯湯槽・蓄熱槽を設置しない場合



（例２） 熱利用施設内に貯湯槽・蓄熱槽を設置する場合



4-4. 雪氷熱の雪室は補助対象となりますか。

○「雪室」「氷室」については、雪氷熱を利用するために必要な設備とみなし、当該設備全体が補助対象となり得ます。

4-5. 温泉熱利用設備を導入する場合、温泉井戸の掘削費用は補助対象となりますか。

○補助対象設備の要件として、「利用する温泉は、現に湧出しているものであり、かつ、温泉法（以下「法」という。）第 14 条の 2 の規定による温泉の採取許可を受け、又は法第 14 条の 5 の規定による可燃性天然ガスの濃度の確認を受けて採取されているものであること。」とされていることから温泉井戸の掘削費用は補助対象外となります。

4-6. 貯湯槽は補助対象となりますか。

○エネルギー起源 CO₂ の排出削減に直接資する設備の導入に伴い、当該設備の適切な稼働のために必要な設備であることが合理的に示される場合、付帯設備として補助対象となり得ます。

4-7. ペレットやバイオガスなどの燃料製造設備、燃料の貯蔵のための設備については補助対象となりますか。

○エネルギー起源 CO₂ の排出削減に直接資する設備の導入に伴い、当該設備の適切な稼働のために必要な設備であることが合理的に示される場合、補助対象となり得ます（ただし、ペレットやバイオガスなどの燃料製造設備や貯蔵設備の単独設備の申請の場合は、補助対象外です）。なお、エネルギー起源 CO₂ の排出削減に直接資する補助対象設備に比して当該設備の規模等が妥当であることについて、実施計画書において詳述していただく必要があります。また、これにより導入された燃料製造設備から製造された燃料や燃料貯蔵設備で貯蔵される燃料は、当該補助対象設備においてのみ使用することとしています。また、建屋部分は補助対象外です。

4-8. メタン発酵ガス方式の設備の対象となる設備範囲はどこまでですか。

○メタン発酵ガス方式の設備においては、原料となる家畜糞尿、食品廃棄物、下水汚泥等を発酵させてメタンガスを発生させる設備である発酵槽以降の発電に必要な設備範囲が対象設備となり得ます。具体的には、発酵槽、ガスホルダー、発電機等が対象設備となり得ます。

4-9. 発電量等を計るための計測器等の購入は補助対象となりますか。

○計測器が発電設備等、エネルギー起源 CO₂ の排出削減に直接資する設備及びその付帯設備専用のデータを計測の対象としている場合は、補助対象となり得ます。
なお、広報等を目的とした「見える化システム」については、補助対象外となります。

4-10. 逆潮流防止装置は補助対象ですか。

○自家消費するために系統連系を行う必要があり、一般送配電事業者により逆潮流防止装置の設置を要求される場合は補助対象とします。

4-11. 可搬式蓄電池は補助対象となりますか。

- 可搬式蓄電池は補助対象外とします。
- ただし、可搬式蓄電池であっても、固定する場合には補助対象とします。なお、災害時に転倒・浸水等により破損しないように、適切な固定措置をとっていただくことが必要です。

4-12. 中古品・リユース品は補助対象になりますか。

- 本補助金の対象となる発電設備、定置用蓄電池（産業用・家庭用）熱利用設備については、中古品は補助対象外とします。
- 本補助金の対象となる発電設備、定置用蓄電池（産業用・家庭用）熱利用設備については、リユース品は補助対象外とします。ただし、産業用の定置用蓄電池については、蓄電池部がリユースのものも補助対象（リユース蓄電池の蓄電池部は補助対象外、ボックスや配線等の材料費や工事費は補助対象）とします。

4-13. 蓄電池の屋外設置の可否と付帯設備・付帯工事の範囲はどのように考えたらよいですか。

- 屋外への設置を検討する場合は、「①屋外に設置することの許容要件」をすべて満たし、「②屋外設置の場合に認めうる付帯工事等の対象・範囲」を確認のうえ、工事範囲の検討、補助対象経費の算出等を行い、検討してください。

①屋外に設置することの許容要件

- ・屋内設置できる他の代替施設があるが、あえて屋外設置になる当該施設に導入すべき正当な事情や理由があること
- ・当該施設の屋内設置ができない相応の理由があること（設置場所が確保できない等）

②屋外設置の場合に認めうる付帯工事等の対象・範囲

- ・当該付属設備や付帯工事がなければ補助事業の目的を達成できない場合（蓄電できない、停電時の安定供給が確保できない等）には、「機能確保」のためのものであれば、直接必要な付帯工事や設備で、かつ、必要最小限の対象物・範囲に限って補助対象とします。
（例）降雨等保護のためのカバー、収納箱は可。小屋等の施設は不可（必要最小限を超えるため）
- ・安全フェンス等の設置は補助対象外とします。
- ・災害時の転倒対策（アンカー基礎等）は補助対象とします（停電時に機能を維持する必要があるため）。
- ・設置場所そのものの耐震工事は補助対象外とします（強度等を備えた設置上問題の無い場所に設置導入することが前提のため）。

5. 【補助対象経費について】

5-1. 補助対象外となる経費には、どのようなものがありますか。

- 補助対象外となる経費の例は次のとおりです。詳細については個別にご相談ください。

<補助対象外経費の例>

- ・実証的な製品
- ・気温計・日射計・気象信号変換器（ただし、熱設備の稼働に必要な機器は対象）
- ・普及啓発用機器（モニター・ケーブル）
- ・売電に必要な経費（売電メーターの設置費用、一般送配電事業者への工事負担金）
- ・データ通信費
- ・パワーコンディショナ等の保証料
- ・数年で定期的に更新する消耗品（例:消火器）
- ・電力会社・消防署等への申請・届出・登録等に係る費用
- ・設備の保守管理に係る費用、ランニングコストにあたる費用
- ・工事会社等への振込手数料
- ・既存設備の撤去費
- ・残土の処理費用（処分費・運搬費）
- ・低木の打払いや簡易な地ならしなどの整地に係る費用、敷砂利やコンクリートを敷き詰めるための費用
- ・盛土や土壌改良工事に係る費用
- ・建物の費用、建物建設工事に係る基礎工事費用、建築物の躯体等に関する工事費用
- ・安全フェンス等の設置に係る費用等

5-2. 消費税は補助対象となりますか。

○消費税及び地方消費税相当額(以下「消費税」という。)は、補助対象経費から除外して補助金額を算定してください。ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③消費税簡易課税制度を選択している(簡易課税事業者である)補助事業者
- ④特別会計を設けて補助事業を行う地方公共団体(特定収入割合が5%を超える場合)及び消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- ⑤地方公共団体の一般会計である補助事業者

○補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定し、精算減額又は返還の必要性が発生した場合のみ、交付規程様式第9による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに協会に報告して下さい。

6. 【採択以降について】

6-1. 請負業者の選定は交付決定前に行ってもよいですか。

○問題ありません。

6-2. 請負工事業者等との補助事業の契約(発注)はいつ行えばよいですか。

○交付決定日以降に行ってください。

※交付決定前に契約もしくは発注及び発注請書等を行った経費は、補助対象となりません。

○2ヵ年度にわたる事業の場合、請負工事業者等との補助事業の契約(発注)については、各年度で交付決定日以降に行うようにして下さい。

なお、初年度に一括して契約する場合には、各年度の事業内容、実施期間、契約金額を明示した契約内容とし、各年度の実施期間が当該年度の補助事業期間（交付決定日から事業完了日）内となるように設定してください。

6-3. 請負業者等への発注は「競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること」とありますが、具体的にどういうことですか。

○競争入札もしくは、三者以上による見積り合わせを行ってください。

6-4. 発注先決定に関し、原則入札行為が必要なことは理解していますが、社内規程に基づき、本設備の導入に当たっては、従来から安全上の観点から随意契約としています。補助事業の場合でも随意契約は認められますか。

○補助事業の運営上、一般競争入札での選定が困難又は不適當である場合は、指名競争入札、又は随意契約によることができます。また、交付申請段階で分かっている場合は、交付申請時に理由書を添付してください。

6-5. 補助対象となる工事と、補助対象とならない工事(全額自己負担)を1つの契約にまとめることは可能でしょうか。

○別々に契約することが望ましいですが、一緒に契約しても構いません。ただしその場合には、補助対象の工事と対象外の工事の費用が発注書・契約書・請求書等の中で明確に分かるようにしてください(内訳を分ける、備考欄にその旨記載する等)。

6-6. 事業期間内完了を見込み交付申請を行ったが、執行途中の不測事態により事業期間内に事業が完了できなくなった場合はどのような取扱いになるでしょうか。

○本事業期間中に完了するよう、余裕を持った計画を立ててください。やむを得ない事情により事業遅延が見込まれる場合は、速やかに協会にご連絡ください。

6-7. 採択後、補助対象経費を精査した結果、増額してしまった場合、補助金額の増額は可能ですか。

○交付申請時においては、採択通知に記載された採択額が補助金交付額の上限になります。
交付決定後の完了実績報告時においては、交付決定通知で示された補助金交付額が上限になります。

6-8. 外注により、請負差額が発生した場合、その差額内で別途契約を行いたいが、行ってもよろしいですか。

○採択時の事業計画内容と異なるものは、原則認められません。

なお、事業計画内容の変更が必要となった場合については、協会まで相談ください。

6-9. 補助事業の計画変更について、交付規程第8条第1項第三号イに「ただし、軽微な変更である場合は除く。」と記載されていますが、「軽微な変更」とは具体的にどのような場合を指すのでしょうか。

○「軽微な変更」とは、補助対象経費において、交付規程の別表第2の第1欄の区分に示す、それぞれの費目の配分額の15%以内の変更で、かつCO₂の排出削減効果に著しい影響を及ぼすおそれのない変更であり、以下の2点に該当する場合を指します。

- ・事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、事業者の自由な創意により、より効率的な事業目的達成に資するものと考えられる場合
- ・事業目的及び事業効率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

○なお、変更する必要がある場合は、独自に判断せず必ず協会へ相談してください。

6-10. 工事代金等の支払方法の注意点はありますか。

○原則として、支払は銀行振込としてください。その上で、支払の事実を証明できる証憑（銀行振込明細書等）の整理をお願いします。

7.【その他】

7-1. 補助事業で導入した設備等を稼働した結果、CO₂削減目標値を達成できなかった場合にはどのように報告することが必要でしょうか。また、達成できなかった場合、補助金返還の可能性はありますか。

○事業報告の際、CO₂削減量が目標値に達しなかった場合は、原因等を具体的に説明してください。

○補助事業者は、事業完了後においても、補助事業の目的が達成されているか継続的に点検を行って、目的が達成されていない場合には、運用方法を見直すなど補助事業の目的に適合するような措置を講じる必要があります。

○なお、CO₂削減量等が当初の目標と大きく乖離している場合は、補助金の返還を求める場合がありますので、ご承知おきください。

7-2. 補助事業で取得した財産を、処分したい場合、制限はありますか。また、どのような手続きが必要になりますか。

○補助金で取得し、又は効用の増加した財産(取得財産等)を、当該財産の処分制限期間内(法定耐用年数)に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し(廃棄を含む。)をすることをいいます。)しようとするときは、事前に処分内容等について協会の承認を受けなければなりません。なお、法定耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定められた期間となります。

7-3. 補助事業の実施により取得した温室効果ガス削減効果につき、J-クレジットとして認証を受け、クレジットの運用をすることは可能でしょうか。

○交付規程第8条第1項第十五号を参照願います。補助事業により取得した温室効果ガス削減効

果は、施設設備の法定耐用年数期間を経過するまで、認証を受けること、またこれを運用することとはできません。

7-4. 圧縮記帳は適用可能ですか。

- 所得税法第 42 条（国庫補助金等の総収入金額不算入）又は法人税法第 42 条（国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）において、国庫補助金等の交付を受け、その交付の目的に適合する固定資産の取得等をした場合に、その国庫補助金等について総収入金額不算入又は圧縮限度額まで損金算入することができる税務上の特例（以下「圧縮記帳等」という。）が設けられています。
- 本補助金に関しては、圧縮記帳等の適用を受ける国庫補助金等に該当しますので、圧縮記帳等の適用にあたっては、税理士等の専門家にもご相談していただきつつ、適切な経理処理の上、ご活用ください。
- なお、固定資産の取得に充てるための補助金等とそれ以外の補助金等（例えば、経費補填の補助金等）と合わせて交付する場合には、固定資産の取得に充てるための補助金等以外の補助金等については税務上の特例の対象とはなりませんので、ご注意ください。

7-5. 余剰電力を売電する場合について

- 本事業で導入する自家消費型太陽光発電設備で発電した電力について、固定価格買取制度（FIT）を活用して売電することはできません。
- また、令和 4 年度に運用開始が予定されている F I P（F e e d i n P r e m i m）制度の認定を取得することはできません。
- 余剰電力を売電する場合は、電気事業者との個別契約において価格等を決定してください。
- また、売電により得られる収入金額は、本事業で導入した設備等の維持管理・更新の費用に充てるとともに、毎月の売電量及び売電収入、収入金額の使途を管理するための帳簿を作成するなどして、適切に管理してください。